

## 船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第246号	
事故等種類	漁網損傷	
発生日時	平成21年6月26日 20時12分ごろ	
発生場所	阪神港堺泉北区 泉北大津南第2号灯浮標付近 (概位 北緯34°32.5′ 東経135°22.0′)	
事故等調査の経過	平成21年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 フェリーすおう、15,188トン 134234、阪九フェリー株式会社 B 漁船 <sup>しょうほう</sup> 正宝丸、7.3トン OS2-1662（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	B 漁網2反切断	
事故等の経過	A船は、船長ほか25人が乗り組み、旅客219人、車両242台を積載し、阪神港堺泉北区の阪九フェリーふ頭を離れ、門司港新門司区に向けて航行中、B船は、船長1人が乗り組み、同区の泉北大津南第2号灯浮標付近で流し網漁に従事中、平成21年6月26日20時12分ごろ、A船がB船の流し網を切断した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、阪神港堺泉北区においてB船が操業していた流し網に気付かないで航行したため、流し網を切断したことにより発生した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が、阪神港堺泉北区において航行中、B船が操業していた流し網に気付かなかつたため、流し網を切断したことにより発生した可能性があると考えられる。	
備考	A船はB船の流し網を切断したことに気付かず、B船からの連絡を受けた阪九フェリー泉大津支店より流し網を切断した事実を知った。	